

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成27年9月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。） (単位：人)

		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年度	平成27年度		
一般行政部門		2,987	2,977	△ 10	事務事業の見直しに伴う減等
教育部門		11,624	11,646	22	欠員補充に伴う教員の増等
警察部門		2,552	2,568	16	育児休業取得者の代替措置に伴う増等
公営 企業 部門	病 院	1,045	1,090	45	成人病センター新病棟の開設準備に伴う増等
	水 道 そ の 他	146	145	△ 1	短時間再任用職員の配置による減等
合 計		18,354	18,426	72	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務部局（公営企業部門を除く。）、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数 (単位：人)

区 分	任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	平成26年4月2日 ～ 平成27年3月31日	24	2	1	16	3	0	31	77
	平成26年4月1日	96	529	15	110	10	0	69	829
	合 計	120	531	16	126	13	0	100	906
	再任用	159	132	66	11	9	5	7	389
退 職	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月30日	15	20	1	28	3	0	25	92
	平成27年3月31日	121	455	48	57	8	2	46	737
	合 計	136	475	49	85	11	2	71	829
	再任用	159	132	66	11	9	5	7	389

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議会事務局および行政委員会事務局（平成27年4月定期人事異動） (単位：人)

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	副主幹級・ 主査級	一般職員級	合計
異動者数	16	26	200	373	372	338	1,325
うち昇任者数	9	20	48	87	70	—	234

イ 教育部門（平成27年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手級	合計
異動者数	179	247	25	1,566	14	2,031
うち昇任者数	86	102	24	0	0	212

ウ 警察部門（平成27年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	25	72	139	223	169	158	783
うち昇任者数	9	12	23	45	47	—	136

2 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成26年度普通会計決算見込）

区分	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
26年度	500,661,235千円	167,380,092千円	33.4%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成26年度普通会計決算見込）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
26年度	17,162人	76,532,823千円	17,052,797千円	29,419,371千円	123,004,991千円	7,167千円
		62.2%	13.9%	23.9%	100.0%	

(注1) 職員手当には、退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、平成26年4月1日現在の人数（臨時講師等を除く。）です。

(注3) 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特別職の給料等

給料月額	知事	1,250,000円		
	副知事	980,000円		
議員報酬月額	議長	980,000円		
	副議長	850,000円		
	議員	800,000円		
期末手当	知事	6月期	1.475	月分
	副知事	12月期	1.625	月分
		計	3.1	月分
	議長	6月期	1.475	月分
	副議長	12月期	1.625	月分
	議員	計	3.1	月分

(注1) 平成27年8月1日に改定されたものです。

(4) 一般職員の給料等

ア 平均給料および平均年齢（平成27年4月1日現在）

区分	行政職職員		警察官		高等学校の教員		小・中学校の教員		技能労務職員	
	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢	平均 給料月額	平均 年齢

県	336,717円	43歳 1月	324,792円	38歳 8月	386,282円	44歳 9月	361,822円	42歳 1月	330,859円	53歳 8月
国	334,283円	43歳 6月								

イ 初任給および採用2年後の給料（平成27年4月1日現在）

区 分		県		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
行政職職員	大学卒	180,800円	192,200円	I 187,700円 II 174,200円	200,100円 186,100円
	高校卒	146,500円	157,700円	142,100円	150,500円
警 察 官	大学卒	206,800円	222,300円	202,300円	215,200円
	高校卒	174,300円	187,600円	163,800円	176,000円
高等学校の教員	大学卒	201,900円	214,400円		
小・中学校の教員	大学卒	201,900円	214,400円		

ウ 経験年数別・学歴別平均給料月額（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
行政職職員	大学卒	265,157円	315,514円	361,426円
	高校卒	223,767円	273,440円	313,507円

(5) 行政職職員の級別人員（平成27年4月1日現在）

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級
標準的な職務内容 (代表的な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課長補佐 (困難)	課長補佐 主 幹 (困難)	主 幹 副 主 幹 (困難)	副 主 幹・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	19人	52人	126人	527人	358人	828人	677人
構 成 比	0.5%	1.6%	3.8%	15.9%	10.8%	25.0%	20.5%

区 分	2級	1級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	475人	250人	3,312人
構 成 比	14.3%	7.6%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成27年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容
-----	-----

毎月決ま つて支 給され るもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内6.3%、東京都の特別区17.3%を乗じた額				
	扶養手当	配偶者13,000円、その他各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子各5,000円加算				
	住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円				
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給（6箇月の定期券を基礎とする額により支給） [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円 駐車場利用料金の2分の1の額（上限3,500円）				
	その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等				
勤務した実績に 応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当（53種） （全職員に占める手当支給職員の割合 36.6%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額12,403円（平成26年度実績）） [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当				
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 49,496円（平成26年度実績。一般行政・警察を含む。）				
	その他	宿日直手当等				
その他	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.1か月分を2回に分けて支給				
	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	20.445 月分	29.145 月分	41.325 月分	49.59 月分
		定 年 ・ 勸 奨	25.55625 月分	34.5825 月分	49.59 月分	49.59 月分
	その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～45%加算				
		(注) 平成26年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,318万円、自己都合などの場合で451万円です。				

(注) 退職手当については、平成26年度末退職者に係る月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知 事 部 局	109,987.7日	31,039.6日	2,806人	11.1日	28.2%
教 育 委 員 会	444,768.6日	107,790.8日	11,207人	9.6日	24.2%
警 察 本 部	92,999.8日	170,541.1日	2,348人	7.3日	18.3%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1,803.0日	463.8日	46人	10.1日	25.7%
企 業 庁	2,681.0日	897.0日	69人	13.0日	33.5%
病 院 事 業 庁	36,893.2日	8,284.1日	1,023人	8.1日	22.5%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況（平成26年度）

（単位：人）

任命権者の別	平成26年度中の育児休業状況 （全職員）						平成26年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知事部局	5	73	1	60	0	7	72	24	3	24	0	0	0	0
教育委員会	10	622	3	13	0	7	188	256	5	241	3	10	0	5
警察本部	0	48	0	0	0	0	165	22	0	22	0	0	0	0
議会およびその 他の行政委員会 事務局	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	2	105	1	88	0	16	26	48	2	48	0	0	0	0

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況（平成26年度）

（単位：人）

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知事部局	1	0	0
教育委員会	0	3	0
警察本部	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	2	0	0
合計	3	3	0

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

3 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（平成26年度）

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

（単位：人）

任命権者の別	勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支 障がある場合		職に必要な適格 性を欠く場合		廃職または過員 を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその 他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注） 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

（単位：人）

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	20	0	0	0
教育委員会	107	0	0	0
警察本部	12	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	1	0	0	0
企業庁	1	0	0	0
病院事業庁	53	0	0	0
合計	194	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分状況(平成26年度)

(単位:人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	1	0	0	0
教育委員会	1	5	0	2
警察本部	1	0	2	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	3	5	2	2

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 人材育成に関する状況

(1) 人材育成基本方針の概要(知事部局)

ア 趣旨

市町村合併の進展、厳しい財政状況など、本県を取り巻く諸情勢は大きく様変わりし、これまでの経験や前例が参考にならない、モデルのない時代を迎えています。

今後は、国からの指示や通達を抛り所に、決められたとおり事務を処理する従来のスタイル(従属・他律型)から脱却し、地域の課題をくみ上げ、創造的な施策を立案し、効率的、効果的に実施していく新たなスタイル(自律型)への転換が必要です。

人材育成基本方針は、人こそが最大の経営資源であるという認識のもと、組織の目標に向かって職員が持てる力を最大限に発揮できる仕組みを作るための人材戦略であり、人材育成のマスタープランです。

イ 目指す職員像

この方針では、目指す職員像を「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」とし、具体的には、次に掲げる職員像を目指しています。

- (ア) 滋賀を愛し、地域の未来を創造する意欲にあふれた職員
- (イ) 改革精神を持ち、地域経営の視点で行動する職員
- (ウ) 使命感と目標を持って自律的に行動し、自ら成長する職員

(2) 主な研修の実績等(平成26年度)

ア 知事部局

(ア) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
階層別研修	職員としての基本的資質・階層に応じた能力の養成を図る。	1,094人
ブラッシュアップ研修	未来への変化を先読みしながら、柔軟な発想で課題解決に取り組むことができる職員の養成を図る。	373人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。(ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修等)	576人

指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権問題研修指導者養成研修、接遇指導者養成研究会)	19人
---------	---	-----

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	15人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	11,786人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	1,197人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	1,980人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	37人
短期海外派遣研修	次代を担う青少年を育成する教員に諸外国の教育文化および社会等の実状を視察させ、国際的視野に立った識見を高め、国際理解教育の中核となる教員を養成するため、教員研修センター主催の教職員海外派遣研修に派遣した。	29人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	21人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	216人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	21人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	394人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	138人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	125人
語学研修	捜査等に必要各言語についての知識・技能の修得を図るため、国際捜査研修所における研修を受けさせた。	4人

5 勤務成績の評定の状況

地方公務員法では、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされていますが、各任命権者における取組は以下のとおりです。

(1) 知事部局

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化等を目的として、能力発揮度評価と業成評価による人事評価を実施しています。

(2) 教育委員会

学校組織の活性化と教職員の資質、能力および意欲の向上を目的として、目標管理と業績評価、総合評価による人事評価を実施しています。

(3) 警察本部

地方警務官を除く職員を対象に能力評価と業績評価等による勤務成績の評定を行っています。

6 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成26年度）

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	231	497	119
定期健康診断	全職員	5,114	5,066	2,551
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	1,293	—	3,789
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,903	636	1,352

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含みません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項 目	互助会	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
	会員数（人）平成26年4月1日現在		4,860	11,261
平成27年4月1日現在		4,868	11,220	2,621
掛金額（千円）	平成26年度	131,460	414,378	77,956
	平成27年度	131,000	406,900	79,596
補助金の額（千円）	平成26年度	0	0	0
	平成27年度	0	0	0
職員1人あたり補助金額（円）	平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0	

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成26年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	15	2	17
教育委員会	57	1	58
警察本部	66	2	68
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0

企業庁	0	0	0
病院事業庁	11	1	12
合 計	149	6	155

第2 平成26年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成26年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(i) 競争試験

ア 上級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
行 政	60人程度	(220) 826	(150) 571	69.1	(55) 301	(29) 127	(25) 74	7.7	(20) 63
警察事務	4人程度	(41) 62	(30) 45	72.6	(12) 17	(6) 8	(3) 4	11.3	(2) 3
環境行政	2人程度	(2) 23	(2) 14	60.9	(1) 5	(1) 5	(0) 2	7.0	(0) 2
化 学	4人程度	(6) 36	(4) 23	63.9	(0) 17	(0) 9	(0) 4	5.8	(0) 4
農 業	5人程度	(11) 41	(6) 25	61.0	(4) 20	(2) 11	(1) 5	5.0	(1) 5
林 業	3人程度	(6) 18	(5) 13	72.2	(2) 9	(1) 7	(1) 4	3.3	(1) 4
水 産	1人程度	(1) 16	(1) 13	81.3	(0) 6	(0) 4	(0) 1	13.0	(0) 1
建 築	2人程度	(5) 14	(5) 11	78.6	(3) 9	(3) 5	(1) 2	5.5	(0) 1
総合土木	20人程度	(8) 70	(5) 50	71.4	(4) 35	(2) 20	(1) 17	2.9	(1) 14
計		(300) 1,106	(208) 765	69.2	(81) 419	(44) 196	(32) 113	6.8	(25) 97

(注) () は女性の数を内数で示します（以下同じ。）。

イ 上級試験－特別募集・土木－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競争率 倍	採用者数 人
土 木	5人程度	(8) 87	(6) 49	56.3	—	(2) 23	(1) 9	5.4	(1) 8

ウ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(11) 34	(10) 28	82.4	(5) 14	(1) 2	14.0	(1) 2
警察事務	1人程度	(8) 10	(8) 9	90.0	(5) 6	(1) 2	4.5	(1) 2
計		(19) 44	(18) 37	84.1	(10) 20	(2) 4	9.3	(2) 4

エ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	5人程度	(27) 59	(25) 51	86.4	(6) 21	(4) 6	8.5	(4) 5

オ 警察官（男性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人	
県内	A (第一回)	40人程度	552	354	64.1	305	43	8.2	28
	A (第二回)	10人程度	156	119	76.3	77	11	10.8	10
	B	12人程度	96	89	92.7	73	13	6.8	13
計		804	562	69.9	455	67	8.4	51	
県外	A	若干人	—	18	—	12	2	9.0	2
	B	若干人	—	58	—	42	14	4.1	11
計		—	76	—	54	16	4.8	13	

カ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A（第一回）	10人程度	135	59	43.7	51	11	5.4	9
A（第二回）	3人程度	24	19	79.2	16	3	6.3	3
B	3人程度	34	28	82.4	24	5	5.6	4
計		193	106	54.9	91	19	5.6	16

キ 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(5) 11	(5) 11	100.0	(2) 2	5.5	(2) 2
小・中学校事務	2人程度	(4) 7	(4) 7	100.0	(1) 2	3.5	(0) 1

(注) 申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

部局 職	一 般 職 員					警 察 官	
	知事 部局	教 育 委員会	警 察 本部	その他	計	職	
部長およびその相当職	—	—	—	—	—	警 視 (部長相当職)	—
次長およびその相当職	2	—	—	—	2	警 視 (課長相当職)	3
課長およびその相当職	7	2	1	—	10	警 部	7
課長補佐およびその相当職	9	3	—	—	12	警 部 補	2
副主幹およびその相当職	16	9	1	—	26	巡査部長	3
主事、技師およびその相当職	78	23	2	120	223	巡 査	8
技能労務職	—	—	—	—	—	計	② 23
計	112	37	4	120	① 273	合計 (①+②)	296

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
判定員	3	3	管理栄養士	1	1
児童指導員	2	2	歯科衛生士	2	2
児童福祉司	3	3	保健師	8	8
保育士	2	1	専任教員	1	1
職業訓練指導員	1	1	文化財保護技術者	1	1
企業庁水道技術者	1	1	司書	6	6
学芸員	1	1	少年補導職員	1	1
学芸技師	1	1	航空整備士	1	1
工業技術センター技師	3	3	サイバー犯罪捜査官	2	2
医師	3	3	育休代替任期付職員（一般事務）	8	8
歯科医師	1	1	育休代替任期付職員（退職警察官再採用）	2	2
獣医師	5	5	計	59	58

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（副主幹およびこれに相当する職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	22	22	作業療法士	10	4
歯科医師	1	1	視能訓練士	3	1
薬剤師	2	2	言語聴覚士	8	2
臨床検査技師	2	1	看護師	87	83

臨床工学技士	6	2	医療事務	15	5
理学療法士	11	2	医療ソーシャルワーカー	8	1
			計	175	126

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局 職	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部長およびその相当職	7	—	—	2	9
次長およびその相当職	18	3	1	1	23
課長およびその相当職	43	7	—	4	54
課長補佐およびその相当職	78	6	3	8	95
副主幹およびその相当職	62	19	6	18	105
計	208	35	10	33	① 286

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	8
警 視 (課長相当職)	16
警 部	15
警 部 補	4
巡査部長	—
計	② 43

合計 (①+②)	329
----------	-----

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成26年10月17日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.45% 1,784円

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.27% 1,090円

イ 改定

0.42% 1,652円（内訳：給料 865円、地域手当 735円、はね返し分(注) 52円）

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

(参考) 現 行 平均給与月額 392,582円 平均年間給与 6,341,000円

改定後 平均給与月額 394,234円 平均年間給与 6,425,000円

(行政職、平均年齢 43.6歳)

(2) 民間給与との較差等に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を0.2%引上げ

県内：6.1%→6.3% 東京都特別区：17.1%→17.3%

ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間支給月数 3.95月分→4.10月分

オ 通勤手当

交通用具（自動車）にかかる通勤手当額について、民間の支給状況等を踏まえ、各使用距離の区分に応じてマイナス500円からプラス1,700円の幅で改定

カ 寒冷地手当 国の見直しを受け、廃止

- キ 単身赴任手当 再任用職員に対して単身赴任手当を支給
- ク 実施時期 ア、イ、ウについては平成 26 年 4 月 1 日、エについては同年 12 月 1 日、オについては平成 27 年 1 月 1 日、カ、キについては同年 4 月 1 日

(3) 給与制度の総合的見直しのための給与改定

- ア 給料表の見直し 地域の民間給与水準を踏まえ俸給表水準を平均 2 %引き下げた国に準じて見直し
- イ 地域手当の見直し 次の支給割合まで段階的に引上げ
県内：7.5% 東京都特別区：20% 医師：16%
- ウ 諸手当の見直し
国に準じて①単身赴任手当および②管理職員特別勤務手当を改定
- エ 実施時期 平成 27 年 4 月 1 日。ただし、アについては 3 年間の経過措置、イ、ウ①については平成 30 年 4 月 1 日までに段階的に実施

(4) その他

- ア 人事評価制度の確立
地方公務員法の改正にも適切に対応するため、公平性・公正性等が担保された人事評価制度の早期確立に向けた取組を進めることが必要
- イ 時間外勤務の縮減
職員の心身両面の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点から、時間外勤務の縮減に向け、一層実効ある取組を進めることが必要
- ウ 働きやすい職場環境づくり
 - (ア) すべての職場において良好なコミュニケーションが保たれ、明るく活力に満ちた働きやすい職場環境づくりに努めることが必要
 - (イ) メンタルヘルス対策の充実およびハラスメントの防止に努めることが必要
- エ 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (ア) 女性職員の登用や職域の拡大に引き続き努めるとともに、女性の活躍推進のために必要な取組について検討を進めることが必要
 - (イ) 引き続き男性職員の育児休業取得の促進に努めることが必要
- オ 高齢期の雇用問題
 - (ア) 国の動向に留意しつつ、再任用制度の適切な運用を図ることが必要
 - (イ) 再任用職員の給与の在り方について、引き続き国の動向に留意することが必要
- カ 臨時・非常勤職員の勤務条件
 - (ア) 引き続き適正な処遇の確保に努めることが重要
 - (イ) 臨時・非常勤職員のそれぞれの職について、設置の趣旨に照らし適切な取扱いが再確認を行うなど、適切に対応することが必要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況

平成26年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含まず。）。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申立て

区分	平成25年度末 係属件数	平成 26 年 度			平成26年度末 係属件数
		申立て件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1 件	1 件	3 回	1 件	1 件
分限処分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件
転任処分	0 件	0 件	0 回	0 件	0 件